

2019年6月8日

消費者庁長官 岡村 和美様

消費者庁 食品表示企画課長 赤崎 暢彦様

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ

### ゲノム編集技術応用食品の表示制度についての意見書

現在、食品表示部会でゲノム編集技術応用食品の表示制度について意見交換が行われていますが、これに対して食のコミュニケーション円卓会議として、以下の意見をまとめました。議論の一助となることを切に願います。

#### 【意見】

ゲノム編集技術応用食品の表示について、遺伝子組換え食品の表示制度との整合性にに基づき、ゲノム編集技術を使用したことの義務表示は不可とし、「ゲノム編集技術応用食品でない」という表示もしてはならないと考えます。

#### 【理由】

- ① 遺伝子組換え食品表示においては、その食品から遺伝子組換え成分(DNA 及びタンパク質)が検出出来ないものに関して表示対象から外しています。それは、仮に表示されても、その表示の信頼性を検証することが出来ないためです。この原則は、ゲノム編集技術応用食品にも適用すべきと考えます。ゲノム編集技術応用食品において、その技術を使ったかどうか科学的検証不可能な食品については、仮に表示されても、その表示の信頼性を検証することが出来ないため、表示を求めることはできないと考えます。
- ② 科学的検証が出来ない場合、「ゲノム編集技術応用食品である」、或いは、「ゲノム編集技術応用食品ではない」のかは検証できないので、どちらの表示も認めるべきではないと考えます。

- ③ ただし、ゲノム編集技術によって栄養成分などを高める等を行い、そのメリットを示したい事業者等がそのことをデータで示し、消費者が何らかの手段でアクセスできる場合、任意表示は認められると考えます。
- ④ ゲノム編集技術を用いないで育成された食品に対して、「ゲノム編集技術応用食品でない」という表示は、消費者に優良誤認を招く恐れがあると強く懸念されることから「ゲノム編集技術応用食品でない」表示はしてはならないと考えます。

以上

<連絡先>

食のコミュニケーション円卓会議

市川まりこ